

【様式2】

倉敷市立多津美中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和5年度

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針, 指導計画の確認	○学年集会, 学級づくりの取組		○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解 (対策委員会)
5月	○いじめ対策委員会 ・情報交換			
6月	○学校運営協議会 ・意見交換	○いじめについて考える週間の取組(生徒会)	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生活指導係)
7月	○いじめ対策委員会 ・情報交換	○学年集会 ○非行防止教室	○個人懇談会	○学級, 学年, 学校全体への指導, 啓発
8月	○職員研修 ・ネットいじめ, SNSについて			
9月	○いじめ対策委員会 ・情報交換			
10月		○保護者対象のインターネット上のいじめの問題やスマートフォンなどの正しい使い方などについての啓発のためパンフレット配布	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生活指導係)
11月	○いじめ対策委員会 ・情報交換 ○学校運営協議会 ・意見交換			○学級, 学年, 学校全体への指導, 啓発
12月		○学年集会 ○情報モラル講演会	○個人懇談会	
1月	○いじめ対策委員会 ・情報交換		○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生活指導係)
2月	○学校運営協議会 ・一年間の取組の反省	○人権集会(人権教育担当)		○学級, 学年, 学校全体への指導, 啓発
3月	○いじめ対策委員会 ・取組の検証, 基本方針の修正	○学年集会		

年間を通して行う取組

- 日頃の授業や行事・部活動などの特別活動のなかで、誰もが活躍できる場面を設定することで、自己有用感や充実感を感じられるようにする。
- あいさつ運動などを通じて、生徒を見守る機会を増やす。
- 教師コーナーを積極的に活用し、生徒とのコミュニケーションを図る。
- 些細な事象でも、いじめの疑いがある場合には、速やかはいじめ対策委員会を開催する。